

平成25年度 税制改正の概要

(厚生労働省関係の主な事項)

• 社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続	1
• 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続	2
• 医療法人の社会保険診療以外部分に係る事業税の軽減措置の存続	2
• 医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長	3
• 高額な医療用機器に関する特別償却制度の適用期限の延長	3
• 研究開発税制(総額型)の拡充	4
• 医療に係る消費税の課税のあり方の検討	5
• サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	6
• 子ども・子育て関連3法の円滑な施行に向けた幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産継承に係る所得税の特例措置	7
• 子ども・子育て関連3法の円滑な施行に向けた幼稚園併設型認可外保育施設における保育料等の消費税の非課税措置	8
• 保育所を設置する公益法人に対する登録免許税の非課税措置	9
• 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長	10
• 雇用促進税制の拡充	11
• 生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置(交際費課税の見直し関係)	12

平成25年1月
厚生労働省



社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税）

大綱の概要

社会保険診療報酬の所得計算の特例を存続させる。なお、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者を適用対象から除外する措置を講ずる。

（注）上記の改正は、個人は平成26年分以後の所得税について適用し、法人は平成25年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

＜参考＞社会保険診療報酬の所得計算の特例（現行制度）

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5000万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を4段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる特別措置。

社会保険診療報酬の金額		概算経費率
	2,500万円以下	72%
2,500万円超	3,000万円以下	70%
3,000万円超	4,000万円以下	62%
4,000万円超	5,000万円以下	57%

社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続 (事業税)

大綱の概要

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

<参考> 社会保険診療報酬に係る事業税（現行制度）

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
非課税	特別法人 (医療法人等)	2.7% (約4.9%)	3.6% (約6.5%)	3.6% (約6.5%)
	普通法人	2.7% (約4.9%)	4.0% (約7.2%)	5.3% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注：（）内の％は、20年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」（事業税率の81％）を合算した税率

高額な医療用機器等に関する特別償却制度の適用期限の延長（所得税、法人税）

大綱の概要

病院等が取得価格500万円以上の高額な医療用機器又は医療安全に資する医療用機器を取得した場合の特別償却制度について、対象機器等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 高額な医療用機器

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の医療用機器（高度な医療の提供に資するもの又は指定を受けてから2年以内のものに限る）を取得した場合に、取得価格の12%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長。（～平成27年3月31日）

対象機器の追加：

粒子線治療装置、線形加速器システム、
放射線治療装置用シンクロナイザ、
補助人工心臓駆動装置 等



対象機器の除外：

核医学診断用据置型ガンマカメラ、
常電導磁石式全身用MR装置、
全身用エレクトロンビームX線CT診断装置 等

② 医療安全に資する医療用機器等

医療安全に資する医療用機器を取得した場合に、取得価格の16%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長。（～平成27年3月31日）

対象機器の除外：

生体情報モニタ、自動錠剤分包機、調剤誤認防止装置、
分娩監視装置

対象機器：

人工呼吸器（警報機能付き）
シリンジポンプ（警報機能付き）



研究開発税制（総額型）の拡充（所得税、法人税、法人住民税）

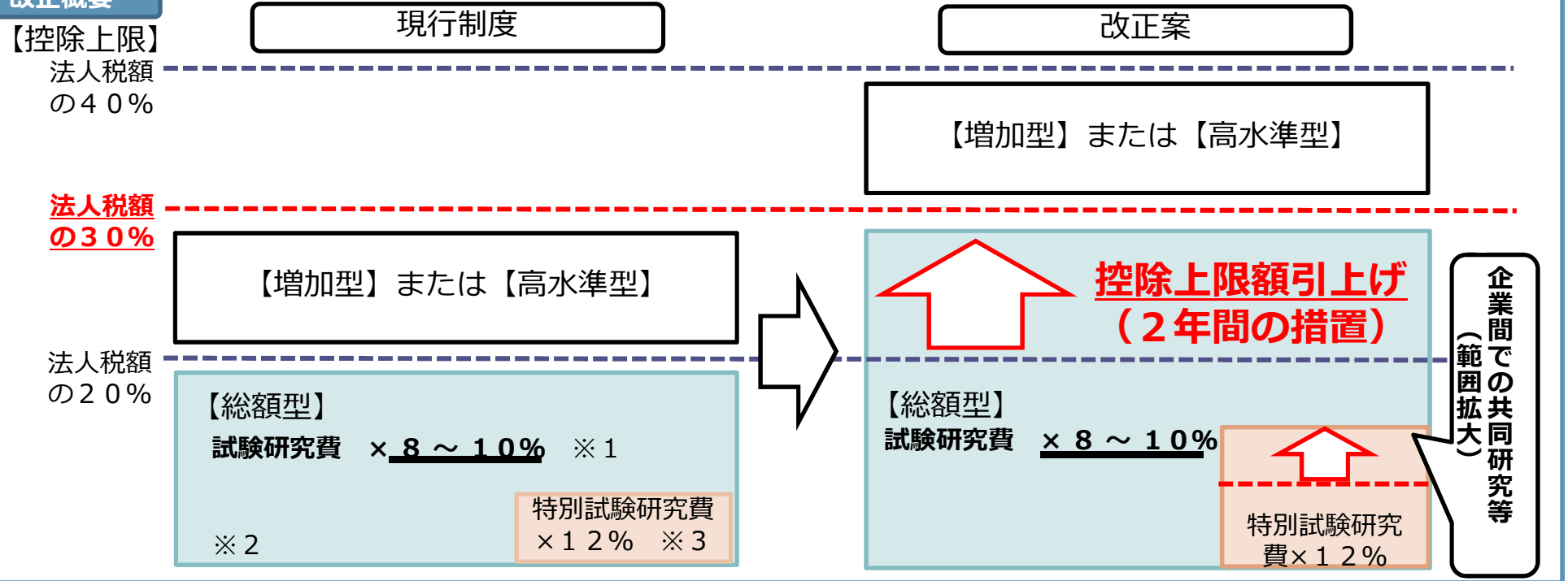
大綱の概要

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度（研究開発税制）について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。

- ① 試験研究費の総額に係る税額控除制度、特別試験研究費の額に係る税額控除制度、繰越税額控除限度超過額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度について、2年間の時限措置として、控除税額の上限を当期の法人税額の30%（現行20%）に引き上げる。
- ② 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等を加える。

中小企業技術基盤強化税制及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る法人住民税の特例措置について、課税標準となる法人税額の控除税額の上限を、2年間の時限措置として、当期の法人税額の30%（現行20%）に引き上げる。

改正概要



(※1) 8% + 試験研究費/売上高 × 0.2

(※2) 控除上限額を超過した場合、超過部分については、翌年度まで繰越し可能

(※3) 中小企業及び産学連携等に関する研究開発

大綱の概要

医療に係る税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当の在り方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）

第7条第1号ト

医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長（所得税、法人税、固定資産税、不動産取得税）

大綱の概要

○所得税・法人税

サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度の適用期限を3年延長するとともに、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をしたものの割増償却率を14%（耐用年数が35年以上であるものについては、20%）に引き下げる。

○固定資産税

サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。

○不動産取得税

サービス付き高齢者向け賃貸住宅について、①新築住宅の課税標準の特例措置及び②土地に係る減額措置の適用期限を2年延長する。

	サービス付き高齢者向け住宅		【参考】賃貸住宅	
	措置の内容	条件	措置の内容	条件
所得税 法人税 <small>（平成25年度～27年度）</small>	<u>5年間 割増償却40%</u> （耐用年数35年未満28%） 【平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等したもの】 <u>5年間 割増償却20%</u> （耐用年数35年未満14%）	25㎡/戸～ [専用のみ] (10戸以上)	なし	—
固定資産税 <small>（平成25・26年度）</small>	120㎡相当部分につき、5年間 税額を <u>2/3</u> 軽減	<u>30㎡～280㎡/戸</u> [専用・共用] (5戸以上)	120㎡相当部分につき、5年間 税額を <u>1/2</u> 軽減	40㎡～280㎡/戸
不動産取得税 <small>（平成25・26年度）</small>	(家屋) 課税標準から1,200万円控除/戸	<u>30㎡～240㎡/戸</u> [専用・共用] (5戸以上)	(左に同じ)	40㎡～240㎡/戸
	(土地) 家屋の床面積の2倍にあたる土地面積相当分の価格等を減額		(左に同じ)	

子ども・子育て関連3法の円滑な施行に向けた幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産承継に係る所得税の特例措置（所得税、個人住民税）

大綱の概要

公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、本非課税特例の対象となる寄附財産を有する公益法人等(幼稚園又は保育所等を設置している者に限る。)が、幼保連携型認定こども園の設置のために当該寄附財産(幼稚園又は保育所等の事業の用に直接供しているものに限る。)を他の公益法人等(幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等を設置しようとする者に限る。)に贈与をする場合(当該寄附財産を幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の事業の用に直接供する等の一定の要件を満たす場合に限る。)において、寄附財産の贈与に関する届出書を提出したときは、非課税特例を継続適用できることとする。

(注) 上記の改正は、平成25年6月1日以後に行う寄附財産の贈与について適用する。

- 子ども・子育て関連3法による新たな幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を行う単一の施設として制度化したものであり、単一の設置主体により運営を行う必要がある。
- このため、現に複数の法人が設置する現行の幼保連携型認定こども園等について、単一の設置主体による運営への切り替えが円滑に行われるよう、事業の譲渡に際して、譲渡法人等に所得税等が課されないよう所得税等の特例措置を講ずる。

幼保連携型

(486件)

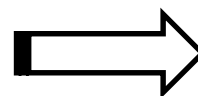
幼稚園

(学校)

保育所

(児童福祉施設)

- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置



幼保連携型認定こども園

(学校及び児童福祉施設)

- 改正認定こども園法に基づく単一の認可

⇒ **・ 単一の設置主体とするため、法人間で事業譲渡を行う必要が生じる**
・ このため、事業譲渡の際に、所得税等が課されないよう特例措置を講じる

- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化

設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ。

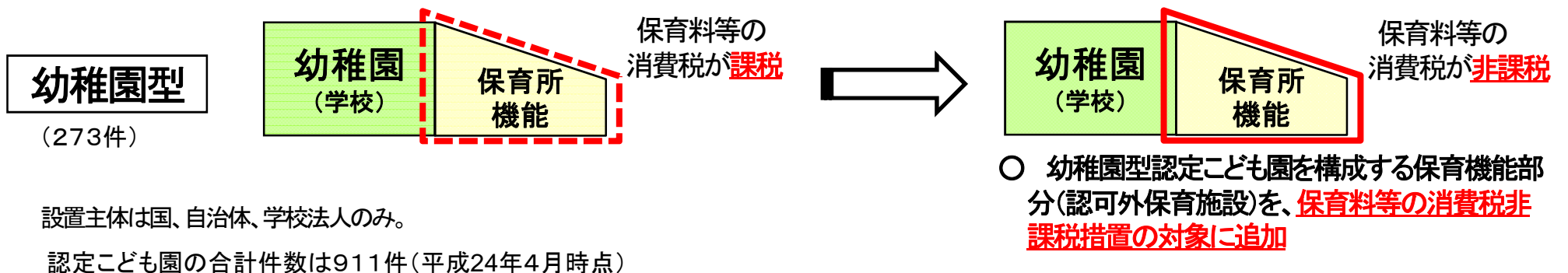
認定こども園の合計件数は911件(平成24年4月時点)

子ども・子育て関連3法の円滑な施行に向けた幼稚園併設型認可外保育施設 における保育料等の消費税の非課税措置（消費税）

大綱の概要

消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、幼稚園併設型認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものが行う資産の譲渡等を加える。

- 保育所及び一定の基準を満たした認可外保育施設における保育料等については消費税の非課税措置がとられているが、幼稚園併設型認可外保育施設については、非課税措置の対象とはなっていない。
- このため、幼稚園併設型認可外保育施設のうち一定の基準を満たすことが確認された施設（幼稚園型認定こども園を構成する施設を想定）における保育料等について、保育所等と同様に消費税を非課税とする。



保育所を設置する公益法人に対する登録免許税の非課税措置（登録免許税）

大綱の概要

学校法人、公益社団法人及び公益財団法人並びに宗教法人が保育所の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税を非課税とする措置を講ずる。

今回の非課税措置による課税状況の変化

（登録免許税法第4条、第33条、別表第3関係） 【○：非課税 ×：課税】

設置主体	幼稚園	保育所	
		現行(措置前)	今回の措置後
社会福祉法人	○	○	○
学校法人	○	× ¹	○
宗教法人	○	×	○
公益社団・財団法人	○	×	○

1 現行では、幼保連携型認定こども園を設置する場合に限って、学校法人が設置する保育所は非課税。

○ 設置主体別保育所数

	自治体	社会福祉法人	学校法人	宗教法人	公益社団・財団	その他	計
平成19年	11,603	10,163	171	277	231	911	22,848
平成23年	10,515	11,434	434	257	181	1,002	23,385

障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長（所得税、法人税）

大綱の概要

支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う所要の規定の整備を行った上、その適用期限を2年延長する。

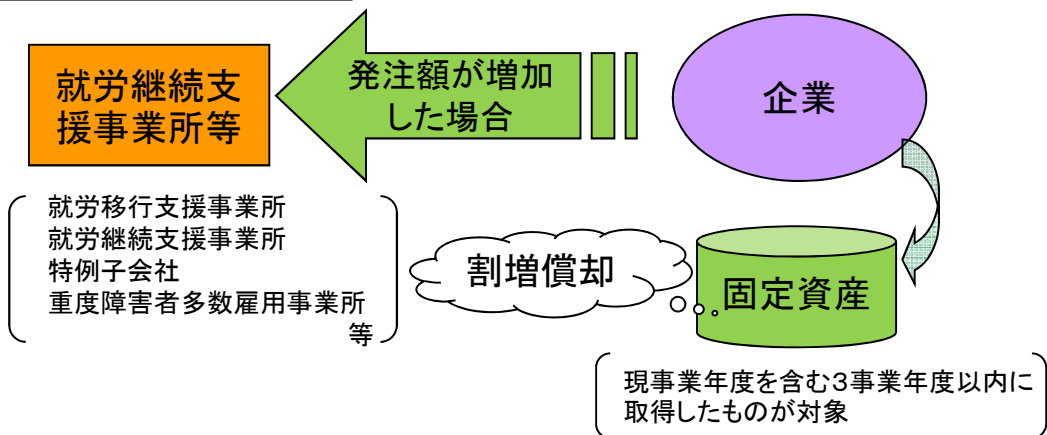
制度の仕組み

- 障害者の「働く場」に対する発注を前年度より増加させた企業について、企業が有する固定資産の割増償却を認める。
 - ・ 青色申告者である全ての法人又は個人事業主が対象。
 - ・ 固定資産は、事業の用に供されているもののうち、現事業年度を含む3事業年度以内に取得したもの。
- 割増して償却される限度額は前年度からの発注増加額(※)
(※)固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。
- 5年間の時限措置から**2年延長**
 - ・ 企業(法人)：平成20年4月1日～25年3月31日 **延長** → **27年3月31日**
 - ・ 個人事業主：平成21年1月1日～25年12月31日 **延長** → **27年12月31日**

○ 税制優遇の対象となる障害者の「働く場」

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所(A型・B型)
- ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援(B型)を行う事業所)
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社
- ・ 重度障害者多数雇用事業所

イメージ図



$$\text{償却限度額} = \text{普通償却限度額} + \text{前年度からの発注増加額()} \times 30\%$$

〔対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。〕

【具体例】

- ・ 固定資産が1,000万円（償却期間10年、定額法）
 - ・ 発注増加額が20万円の場合
- | | |
|----------------|-------------------------|
| 普通償却限度額() | = 1,000万円 × 10% = 100万円 |
| 発注増加額() | = 20万円 |
| (合計)償却限度額(+) | = 120万円 |
- 〔例えば発注増加額が50万円の場合、減価償却資産の普通償却限度額(100万円)の30%(30万円)が限度となるため、償却限度額は130万円となる。〕

雇用促進税制の拡充（所得税・法人税・法人住民税）

大綱の概要

雇用者の数が増加した場合に法人税額を特別控除する雇用促進税制について、以下のとおり拡充する。

- ア 税額控除限度額を増加雇用者数1人当たり40万円（現行20万円）に引き上げる。
- イ 適用要件の判定の基礎となる雇用者の範囲について所要の措置※を講ずる。
（所得税についても同様とする。）

※ 年度途中で「高年齢継続被保険者」になった者を雇用者として算定する。

現行制度

「雇用促進計画」をハローワークに提出し、1年間で5人以上（中小企業は2人以上）、かつ10%以上雇用者数を増加させるなど一定の要件を満たした事業主に対して、雇用者数の増加1人当たり20万円の税額控除が受けられる制度。

【実績】（制度開始から平成24年12月末まで）

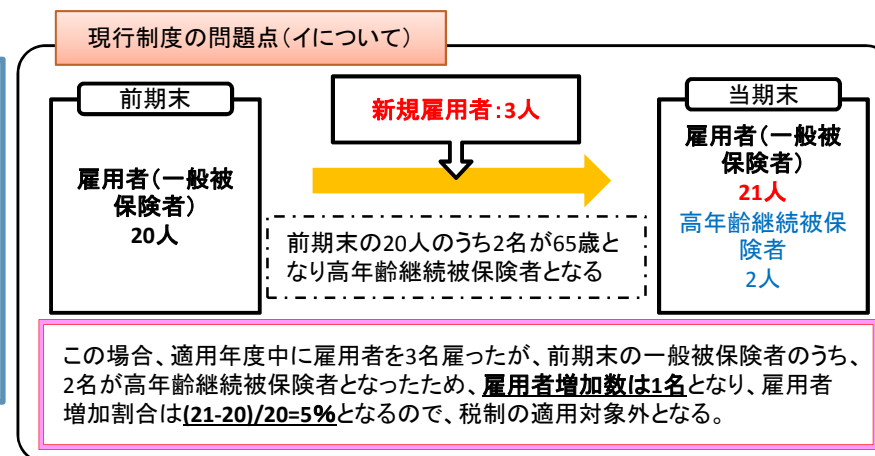
- ・雇用促進計画の受付件数：49,575件
- ・計画中の雇用者増加予定数：348,905人

要望の必要性

ア 雇用情勢は、持ち直しの動きが弱まっており、依然として厳しい。また、グローバル競争の激化や少子高齢化の進行などによる、社会・産業構造の変化の中で、持続可能な成長を成し遂げられるかが重要な課題となっている。このため、今後の日本の成長を担う健康・環境分野等の産業の企業や若年者を雇用する企業への支援を強化し、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者等の雇用機会を確保する必要がある。

イ 高齢者の就労促進の一環として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正（平成24年8月29日成立）を行ったところであり、今後、65歳以上の労働者においても正規雇用の働き方の者が増えてくると考えられる。

このため、65歳以上の高年齢者の雇用維持を図る企業を支援することによって、65歳以上の高年齢労働者の雇用維持、継続雇用の機会を確保し、高年齢者の生活の安定を図る必要がある。



生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置（交際費課税の見直し関係）

（法人税、法人住民税、事業税）

大綱の概要

交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金算入の特例について、定額控除限度額を800万円（現行600万円）に引き上げるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置（現行10%）を廃止する。

中小法人の交際費課税の特例の拡充の内容

